

2016年 新春号

かわらばん

地域で暮らすひとりひとりと 地域支援室 でつくる情報誌
北九州市地域支援室 〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2 北九州市立総合療育センター西棟2階
直通電話 922-6886 FAX 952-2713 専用 E-mail: shien@kitaq-src.jp

2016年4月「障害者差別解消法」が施行されます！

障害者って？

障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病）のある方は、みな対象です。



対象は？

国の行政機関や地方公共団体及び、民間の事業者に対し、障害を理由とする差別を禁止しています。

この法律が禁止する差別は、大きく分けて2つです。

①不当な差別的取扱いをすること

「不当な差別的取扱い」とは、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為のことです。

②合理的配慮を行わないこと

配慮を求められた場合、負担になりすぎない範囲で「合理的配慮」を行わなければなりません。国の行政機関や地方公共団体には法的義務が、民間事業者には努力義務が課せられます。



合理的配慮とは？



障害のある方一人一人の必要を考え、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力などの負担がかかり過ぎない範囲で行うことをいいます。

物理的な環境への配慮の例

- 段差がある場所で、車いすの車輪上げ等の補助をしたり、携帯スロープを渡す。
- 高い所の商品を取って手渡す。
- 疲れやすい方に、長椅子を準備して、臨時の休憩スペースを設ける。

意思疎通の配慮の例

- 筆談、読み上げ、手話、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- 難しい専門用語を使わず、分かりやすい表現でゆっくり、丁寧に、繰り返し説明を行う。

ルールの柔軟な変更の例

- 待つことが困難な方に対し、周囲の理解を得て順番を入れ替えたり、別室を準備する。
- 車両の乗降場所を、施設の出入り口に近い場所へ変更する。
- 各種試験において、試験時間を延長する。

北九州市では、障害のある人や家族、学識経験者、地域の関係者等を委員とした「北九州市障害者差別解消法連絡会議」を開催し、相談支援体制の構築や普及啓発等について協議を重ね、法律の施行に向けて準備を進めています。興味のある方は、市のホームページをご覧ください。



※資料は「発達障害者支援センターつばさ」の金光さんよりご提供いただきました。

小児等在宅医療多職種研修会

-先進地に学ぶ-

地域支援室では、福岡県が立ち上げた「小児等在宅医療推進事業」により在宅医療サービス提供システム構築に向けた事業を展開しています。

この事業は、総合療育センター、九州大学病院に福岡市立こども病院、福岡大学病院、飯塚病院、聖マリア病院の4病院が新たに加わりそれぞれの医療圏域で事業を展開しています。地域支援室では、この事業の一環として去る11月29日に「小児等在宅医療多職種研修会」を開催しました。



埼玉県 田村正徳先生



大阪府 田中祥介先生

この研修会では「小児在宅医療」の先進地といわれる埼玉県、大阪府での先駆的な取り組みをそれぞれの地域で活躍される小児科医にご講演いただきました。医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、相談支援専門員、保健師、行政職等小児在宅医療に関心を持つ専門職約200名が熱心に耳を傾けました。



また、ロビーではリハビリ工学技士の中村さんが開発中のモールドシャワーチェアの展示も行い、多くの方が興味、関心を示してくれました。

障害のある子どもたちとその家族が安心して社会生活を送るためには様々な支援が必要です。研修会を通じて関係者の理解と積極的な実践を進めていきたいと思ひます。

地域支援室 広報紙「かわらばん」について皆様のご意見ご感想をお待ちしております。

親子で楽しむバスハイク・秋

大濠公園散策・木の葉モール



リニューアルした大濠公園で、良い景色を眺めながら、のんびり散策ができました。その後、木の葉モールではテレビで紹介されたお野菜コーナーでの買い物や、テラスでのランチも楽しみましたよ～！

大濠公園は緑がいっぱいで気持ちいいね。



ちまたで話題のフローズンヨーグルト！好きなトッピングでいざ！



次はどこに行こうか？

地域支援室とは…？

地域支援室は、皆さんの気持ちに寄り添い、安心して地域で暮らすための療育専門家チームでありたいと考えています。困った時は、お気軽にご相談ください。